

令和6年度スマート市民農園改善業務委託 公募型プロポーザル要求水準書

1 事業名

令和6年度スマート市民農園改善業務（以下「本業務」という。）

2 事業の目的

姫路市では、令和元年度に地域再生計画「スマート市民農園×STEAM教育による地域に根付くアグリテックの担い手育成事業」を策定し、農業分野のデジタル人材育成を図ることを目的とする事業に取り組んでいる。

本事業はその取組の一環として、農業ロボット及び情報通信技術の活用により、遠隔操作で農業を体験できる仕組み（以下「スマート市民農園サービス」という。）を、身体障害者等を対象として実証的に提供するものである。

令和2年度からスマート市民農園サービスの調査・研究及び試験的提供を行ってきたが、前年度までの実証結果に基づき、農業ロボットや運用体制等、スマート市民農園サービスの改良・改善を行う。

3 業務内容

(1) 事業の目的を踏まえ、以下の業務を実施する。

- ア スマート市民農園サービスの改善案の検討と実証
- イ スマート市民農園サービス利用者向けの農業体験プログラムの検討と実証
- ウ アグリテック甲子園における情報発信
(詳細については、次号参照)

(2) 個別事業の内容（個別事業の詳細はこれに捉われない自由な提案を求める。以下同じ。）

ア スマート市民農園サービスの改善案の検討と実証

(ア) 下記の環境におけるスマート市民農園サービスについて、遠隔操作性の向上や、屋外使用に伴う耐久性向上のための改善を行う。

スマート市民農園サービス環境の概要

場所	設置機器
仁色ふるさと農園 姫路市船津町4468番地1	・農業ロボット Farmbot V1.6 5台 ・各ロボットにWebカメラ3台（俯瞰用・手元用）

各機器及び通信環境は、既存のものを活用する。

(イ) 農業ロボット附属の土壌水分量測定機能には使用に課題があるため、下記の条件を満たす汎用的な環境モニタリング装置を、受託者において、各農業ロボットに1台設置する。

a 少なくとも土壌水分量、気温、湿度、日照量について1時間に1回以上の間隔で自動

的に計測可能で、スマートフォンやパソコンで測定データの閲覧・取得が可能であること。

- b 小型ソーラーパネルを搭載する等、電源不要で稼働するものとする。
- c 環境モニタリング装置の通信回線は、受託事業者側において準備すること。
- d 設置・撤去作業は受託者において行うこと。
- e 市内の工業高校とのオープンイノベーションとして、下記2校に、スマート市民農園サービス各1台分を提供している。当該2校にも同様に環境モニタリング装置を設置すること。

兵庫県立姫路工業高校：姫路市伊伝居600-1 (FamrBot V1.6×1台)

兵庫県立飾磨工業高校：姫路市飾磨区細江319 (")

- (ウ) スマート市民農園サービス(環境モニタリング装置を含む)の不具合・故障時等に、修理等の保守対応を行う。

イ スマート市民農園サービス利用者向けの農業体験プログラムの検討と実証

スマート市民農園サービスを活用した農業体験プログラムを開発・提供する。

- (ア) 利用者は、身体障害者等、出歩くことが困難な方とする。受託者において募集し、姫路市と受託者の協議で選定する。
- (イ) 利用者が農業ロボットを遠隔操作するためのPCや通信手段は、利用者側で用意していたくものとする。
- (ウ) 農業体験プログラムは、土づくり及び播種までを受託者において行い、その後の水やり等を利用者が遠隔で体験できるものとし、その他現地における作業が必要な事項については、利用者側の支援者を含め、受託者で対応できる体制を整えること。
- (エ) 農業経験が全くない身体障害者等が遠隔で作業を行うことを想定しているため、利用者への機器操作や作業に関する説明をわかりやすく行い、問い合わせ対応等の支援を行うこと。
- (オ) 前年度までの実証結果を踏まえて、適当と思われる栽培時期や栽培品種、播種方法等を採用すること。

ウ アグリテック甲子園における情報発信

令和7年1月に姫路市で実施予定の「アグリテック甲子園2024」(テクノロジーを活用した農業に関するアイデアコンテスト)において、スマート市民農園事業に関する情報発信を行う。

- (ア) 情報発信の手段は、取組内容に関する発表及びブース出展を想定している。
- (イ) 情報発信にかかる経費は、受託事業者において負担することとする。

4 委託期間

委託契約締結日から令和7年3月31日(月)まで

5 個人情報の保護

別紙の個人情報取扱特記事項について順守すること。

6 その他

- (1) 本業務の実施にあたり、本市と密に連絡を取りながら、その指示に従うこと。
- (2) 本業務が遅滞なく円滑に遂行できるよう、適宜協議・打合せを行い、事業全体の進行状況や検討事項等を報告すること。協議・打合せの内容については、受託者が記録しておくこと。

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1条 乙は、この契約による業務（以下「委託業務」という。）を行うに当たっては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）の規定に従い、個人情報の保護の重要性を認識するとともに、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(用語の定義)

第2条 この個人情報取扱特記事項（以下「特記事項」という。）において使用する用語の意義は、個人情報保護法及び個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（行政機関等編）（令和4年個人情報保護委員会告示第1号）で使用する用語の例による。

(収集の制限)

第3条 乙は、委託業務を行うために個人情報を収集するときは、当該委託業務を履行するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

2 乙は、委託業務の履行に当たって、本人から直接書面（電磁的記録を含む。）に記録された当該本人の個人情報を収集するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。

(目的外利用・提供の制限)

第4条 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、委託業務に関して知り得た個人情報を当該委託業務の履行の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(安全管理措置)

第5条 乙は、委託業務に関して知り得た個人情報について、個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

(秘密の保持)

第6条 乙は、委託業務に関して知り得た個人情報を他人に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(責任体制の整備等)

第7条 乙は、委託業務に従事する者（以下「従事者」という。）に個人情報を取り扱わせるに当たっては、当該個人情報の適正な維持管理が図られるよう、従事者を限定するとともに、当該従事者に対し必要かつ適切な監督を行わなければならない。

2 乙は、従事者に対し、個人情報を取り扱う場合に従事者が遵守すべき事項並びに、従事者が負うべき個人情報の保護に関し必要な事項について研修を実施しなければならない。

3 乙は、個人情報の取扱いに係る責任者及び従事者の管理体制・実施体制について、甲に書面で報告しなければならない。

4 乙は、前項の管理体制・実施体制を変更する場合は、甲に報告しなければならない。

(従事者への周知)

第8条 乙は、従事者に対して、在職中及び退職後においても、委託業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないことなど、個人情報の保護に必要な事項を周知し、適正な取扱いがなされるよう指導・監督するものとする。

(作業場所等)

第9条 乙は、委託業務を処理するために個人情報を取り扱う作業場所を定め、委託業務の着手前に書面により甲に報告しなければならない。

2 乙は、前項の作業場所を変更する場合は、事前に書面により甲に申請し、その承認を得なければならない。

3 乙は、甲が指定した場所へ持ち出す場合を除き、前2項の作業場所から個人情報を持ち出してはならない。

(個人情報の運搬)

第10条 乙は、委託業務に関する個人情報を運搬するときは、運搬中の指示事項の従事者への徹底、データの暗号化等個人情報の漏えい防止対策を十分に講じた上で運搬すること等、安全確保のために必要な措置を講じなければならない。

(複写又は複製の禁止)

第11条 乙は、委託業務を行うために甲から提供された個人情報が記録された資料等を甲の事前の承認なしに複写し、又は複製してはならない。

(媒体の管理等)

第12条 乙は、個人情報が記録されている媒体を、施錠可能な保管場所へ保管するなど、保有個人情報の漏えい等を防止するための措置を講ずるものとする。

(再委託)

第13条 乙は、委託業務を行うために個人情報を取り扱う業務を第三者(委託先の子会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。)である場合を含む。)に再委託する場合は、事前に甲の承認を得るとともに、特記事項に定める甲が乙に求めた個人情報の適切な管理のために必要な措置と同様の措置を当該第三者も講ずるように求め、かつ、当該第三者が約定を遵守するよう書面で義務づけなければならない。

2 乙は、前項の甲の承認を受けようとする場合には、甲が指定する様式により個人情報の取扱業務の再委託に係る承認申請を甲にしなければならない。

3 前項の承認申請を受けた場合において、甲は、承認をする場合には、条件を付することができる。

4 乙は、委託業務の一部を再委託する場合は、再委託した業務に伴う承認を得た第三者の行為について、甲に対し全ての責任を負うものとする。

5 乙は、委託業務の一部を再委託する場合は、その履行状況を管理・監督するとともに、

甲の求めに応じて、管理・監督の状況を甲に対して適宜報告しなければならない。

(返還、消去又は廃棄等)

第14条 乙は、委託業務の終了時に、委託業務において利用する個人情報について、甲の指定した方法により、返還、消去又は廃棄しなければならない。

2 乙は、委託業務が終了した場合において、委託業務において利用する個人情報の複製物又は複製物があるときは、当該複製物又は複製物を直ちに甲に引き渡すこと。ただし、引き渡すことが適当でない認められる場合は、甲の承認を得て、消去し又は廃棄するとともに、物理的な破壊その他個人情報を復元あるいは判読ができないよう必要な措置を講じなければならない。

3 乙は、個人情報の消去又は廃棄の日時、消去又は廃棄の内容を記録し、書面により甲に対して報告しなければならない。

(遵守状況の報告)

第15条 甲は、必要があると認めるときは、この契約が求める個人情報の取扱いに係る遵守状況の報告を乙に求めること及び当該取扱いについて乙に適切な措置をとるよう指示することができる。

2 乙は、前項の報告の求め又は指示があった場合は、速やかに応じなければならない。

(立入調査等)

第16条 甲は、乙（委託業務の一部を再委託している場合は、再委託先を含む。以下この条において同じ。）が委託業務を行うに当たり取り扱っている個人情報の状況について、随時、乙の事業所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査し、又は説明若しくは資料の提出を求めることができる。

2 甲は、乙の特記事項に係る個人情報の取扱いが不相当と認めるときは、必要な指示を行うものとする。

3 乙は、前2項の検査等を拒むことができないものとする。

(事故発生時における報告)

第17条 乙は、この契約に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、その事故の発生に係る帰責の有無に関わらず、直ちに甲に対して、当該事故に関わる個人情報の内容、件数、事故の発生場所、発生状況を書面により報告し、甲の指示に従わなければならない。

2 乙は、個人情報の漏えい等の事故が発生した場合に備え、甲その他の関係者との連絡、証拠保全、被害拡大の防止、復旧、再発防止の措置を迅速かつ適切に実施するために、緊急時対応計画を定めなければならない。

3 甲は、この契約に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。